

令和7・8・9年度長野県建設工事等入札参加資格のうち、 県内営業所等の本店扱いの認定を行います

1 認定の主旨

県外企業であっても長期間にわたり県内に支店や営業所(以下「営業所等」という。)を置き、また、県内企業であっても、本社所在地とは異なる地域で長期間にわたり営業所等を置き、地域に密着した企業活動をしている場合にあっては、営業所等を本社とみなす取扱いをしています。

2 これまでの認定状況

平成15年度に受注希望型競争入札を導入するに当たり、県内外に本店を有する建設工事の事業者を対象に認定を行いました。

平成17年度は対象業種の範囲を委託業務等へ拡大するとともに認定基準を明確化し、平成19・20年度からは入札参加資格の定期申請に併せ認定を行いました。また、平成22年度に受注希望型競争入札の一定価格未満の工事等の地域要件を4ブロックから10ブロック等に変更したことから追加認定を行いました。

令和元・2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により入札参加資格の有効期間が1年間延長となったことから、本店扱いの有効期間についても1年間延長し、またそれに伴う追加認定を令和3年度に行いました。令和4・5・6年度から入札参加資格定期審査が3年毎の実施となったことから、本店扱いについても令和4・5・6年度から3年毎の認定としました。

3 新たな認定の実施について

令和7年5月1日から新たに令和7・8・9年度*長野県建設工事及び建設コンサルタント等の業務に係る入札参加資格が付与されることから、これに併せ、現在の本店扱い認定の有無にかかわらず全ての企業を対象として新たに認定を行いますので、別紙の本店扱い認定基準(別紙1-1、1-2、別紙2、別紙3)を満たし、認定を希望される企業は、下記4(2)の期間内に申請を行ってください。

認定されますと、令和7年6月1日から令和10年5月31日までの間に公告される建設工事・委託業務の入札に対し「本店」として参加できます。

4 申請及び認定手続き

(1) 申請営業所等

県外本店にあっては該当する1業種につき2営業所等まで、県内本店にあっては該当する1業種につき1営業所等のみ新たな申請を受け付けます。

(2) 申請期間及び提出方法等

申請期間：令和7年4月1日(火)から令和7年4月18日(金)まで

提出方法：必ず郵便（配達証明郵便）で提出してください。

提出先：〒380-8570 長野県庁（住所記載不要です）

長野県 建設部 建設政策課 技術管理室 入札・契約班あて

※令和7年4月18日（金）までの消印のものが有効です。

※直接県庁へ持参された場合には受理しませんので、ご注意ください。

- (3) ヒアリングを令和7年5月7日（水）から12日（月）の期間に実施しますので、必ず申請責任者が出席してください。出席されない場合は、認定できないことがあります。実施方法は、県庁での対面実施又は Web 会議形式を予定しています。詳細は申請者に追って通知します。
- (4) 申請書及びヒアリングの審査結果は申請者へ書面で通知するとともに、認定された企業は長野県公式ホームページで公表します。ただし、個人情報に該当する事項は非公表とします。
- (5) 認定の有効期間は、令和7年6月1日から令和10年5月31日までの3年間です。ただし、以下の場合、有効期間に注意してください。
- ・「土木施設小規模補修工事の当番申請を行う意志がある者」で申請した場合
有効期間：令和8年度以降の当番登録申請期間初日から令和10年5月31日まで
 - ・「土木施設小規模補修工事の当番登録に代わる施工体制確認型契約（包括 JV）に参加表明を行う意思がある者」で申請した場合
有効期間：令和8年度以降の施工体制確認型契約の参加表明期間初日から令和10年5月31日まで
- (注) 登録申請や参加表明を行わなかった場合や、当番登録、参加が認められなかった場合は、その事実が判明した時点で認定を取り消します。
- (6) 令和4・5・6年度の認定基準に基づき営業所等の本店扱いが認められている営業所等であっても、新たな申請が必要となります。申請をしない場合には、令和7年5月31日公告の入札案件をもって効力は失効します。

5 認定基準

以下を確認のうえ、申請してください。

- ①別紙1-1、1-2 … 県外本店の県内営業所等を本店扱い認定する基準（建設工事）
- ②別紙2 … 県外本店の県内営業所等を本店扱い認定する基準（委託業務）
- ③別紙3 … 県内本店の営業所等を本店扱い認定する基準（建設工事及び委託業務）

6 申請に必要な書類

- (1) 申請書（様式1）

申請する営業所等毎に作成してください。

(2) 認定基準に対する営業所等の状況を記載したもの（様式2）を営業所等毎、業種毎に作成してください。

(3) 添付書類

「表1 証拠書類の詳細例について」をご確認ください。

提出する添付書類は、別紙1-1から3までの認定基準のうち、申請業種の該当項目のみで結構です。

表1 証拠書類の詳細例について

分類 番号	判断項目	証拠書類の詳細例
基礎 条件 1	営業所等の 開設年度	○ 営業所等の開設年度を確認できる登記簿等の写し、又は同等の書類（公的機関との契約書、社史等の写し、営業所等建物の所有権登記又は賃貸契約書の写し、有価証券等）のいずれか
	営業所等の 営業状況等	○ <u>令和7年3月1日</u> 現在の営業所等の所在を確認できる登記簿等の写し、又は同等の書類及び本店扱いの認定を受けた事業所（支店）の法人（市町村）民税の納税証明書（※Q&Aを参考ください。） ○ 営業所等の外観及び事務室内部を撮影した写真各1枚（申請日の1ヶ月以内に撮影し日付が入ったものに限る）
基礎 条件 2	社員の雇用状況	○ <u>令和7年3月1日</u> 現在の社員の居住地及び雇用状況が確認できる住民票及び健康保険証の写し（番号・記号は伏せる） ○ 社員名簿
基礎 条件 3	申請業種の 工事又は業務実績	○ 営業所等での県工事の契約書の写し（規模は問わない、請書でも可） ○ （契約書では工種について工事名で判断が難しい場合）工事内訳書及び入札公告の写し ○ 担当した技術者の氏名、及び当該技術者が営業所等に在籍していたことを証明する書類 ※ ¹ （コリンズ、テクリス登録の写し等） ※ ¹ 証明する書類がない場合 参考様式「施工（履行）実績に配置した技術者に関する証明書」を添付
基礎 条件 4	申請業種の 入札参加資格	※長野県が、令和7・8・9年度建設工事入札参加資格申請をもとに付与した資格を令和7年5月1日時点で確認します。

分類 番号	判断項目	証拠書類の詳細例
技術者 5・6 <small>県外委託 5 県内工事委託 5</small>	技術者の証明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技術者の資格取得証の写し。なお、資格を有しない場合については、実務経験年数を確認できる業務履歴書等
機械力 7 <small>県内工事 6</small>	機械の保有状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保守・管理機械一覧 ○ <u>令和7年3月1日</u>現在の営業所等において保守・管理していることの確認ができる車検証、リース契約書の写し又は、<u>同等の書類</u> ※² <p>※² 標識交付証明書の写し、自動車損害賠償責任保険証明書の写し、償却資産証明書の写し、特定自主点検記録表の写し等営業所において保守・管理していることがわかる書類)のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保管場所を示す所在地が確認できる地図 ○ 保管状況を確認できる写真 (申請日の1ヶ月以内に撮影し日付が入ったものに限る)
<small>県内工事 機械力 6</small>	<small>【県内工事のアスファルトプラントがない場合】 アスファルトフィニッシャーの保守・管理</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>令和7年3月1日</u>現在の営業所等において保守・管理していることの確認ができる車検証、リース契約書の写し又は、<u>同等の書類</u> (同上 ※²) ○ 保管場所を示す所在地が確認できる地図 ○ 保管状況を確認できる写真 (申請日の1ヶ月以内に撮影し日付が入ったものに限る)
専門性 8	法面処理の入札参加資格	<p>(経営事項審査で法面処理を受け、入札参加資格で法面処理を「とび・土工・コンクリート」に含めて申請した場合) <u>令和7・8・9年度の建設工事入札参加資格で法面処理の資格点数を有すること。</u></p> <p>※長野県が、令和7・8・9年度建設工事入札参加資格申請をもとに付与した資格を令和7年5月1日時点で確認します。</p>
	完成工事高の法面工事割合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最新の総合評定値通知書の写し(完成工事高合計に占める法面処理の割合が10%以上で、かつ完成工事高(法面処理)が5億円以上であること)
	<small>【県外工事のアスファルトプラントがない場合】 完成工事高の舗装工事割合</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最新の総合評定値通知書の写し(完成工事高合計に占める舗装の割合が35%以上であること)

分類 番号	判断項目	証拠書類の詳細例
	【県外工事のアスファルトプラント又は工場がある場合】 アスファルトプラント 又は工場の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ アスファルトプラント又は工場の登記簿の写し ○ アスファルトプラント又は工場の所有及び出資比率のわかる書類の写し（共同所有の場合） ○ アスファルトプラント又は工場の位置図及び外観を撮影した写真（申請日の1ヶ月以内に撮影し日付が入ったものに限る） ○ アスファルトプラント又は工場の最近5年間の製作状況及び現在の生産体制を確認できる書類（ミルシート等）
県内委託 専門性 7	測量業務の本社入札参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ○ 該当年度の建設コンサルタント等入札参加資格を有していること ※長野県が、令和7・8・9年度建設工事入札参加資格申請をもとに付与した資格を令和7年5月1日時点で確認します。
貢献性 9 県内工事 8・9	除雪業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県又は市町村の除雪業務の契約書の写し（道路除雪、道路融雪剤散布を対象とし、春山除雪は除く）又は、小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約若しくは除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約において道路除雪を担当している者で、その契約書の写し
	小規模補修の実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土木施設小規模補修工事当番表の写し又は、小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約の契約書の写し（共同企業体にあつてはその構成員を含む。また共同企業体の場合、除雪業務のみに従事する者として構成員になっている者は除く。） ○ 令和8年度以降の当番申請を行う意志がある場合はその旨を様式2の該当欄へ記載のこと ○ 令和8年度以降の包括JVに参加表明を行う意志がある場合はその旨を様式2の該当欄へ記載のこと
県外委託 貢献性 6 県内委託 8	災害緊急調査（測量及び設計業務、地質調査業務）の実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害緊急調査（測量及び設計業務、地質調査業務）当番表の写し

※様式2 下段の[添付書類の例]も確認してください。

7 入札に当たっての留意事項

(1) 入札参加資格要件（基本要件）に関する事項

「同種工事（業務）の実績又は専門性の有無」については、本店扱い認定者のみの実績等になります。

(2) 入札一般に関する事項

本店及び本店扱い認定者は、同一案件に同時入札できません。

同時入札された場合は、「同一人が入札した2通以上の入札書」に該当し、両方の入札書が無効となります。

(3) 総合評価落札方式に関する事項

総合評価落札方式における以下の評価項目については、本店扱い認定者のみの成績・実績等により評価します。

- ① 工事（業務）成績
- ② 工事（業務）実績
- ③ 地域要件
- ④ 社会貢献
- ⑤ 技術者要件（委託業務の照査技術者を除く）
- ⑥ 建設マネジメント
- ⑦ 施工体制
- ⑧ 地域貢献等簡易型における地域貢献度、災害時体制、地域精通度

なお、委託業務において、複数の業種を要件としている案件（例「建設コンサルタントかつ測量」）においては、③地域要件は評価点の低い方の業種を採用します。

(4) 配置技術者に関する事項

本店扱い認定者が落札した認定業種の案件に配置する技術者は、認定通知時にお送りする「県内営業所等の本店扱いに係る〇〇技術者として配置できる技術者」に記載された技術者のみです。（委託業務の照査技術者を除く）

(5) 一抜け方式に関する事項

本店及び本店扱い認定者の一方若しくは両者が対象となる一抜け方式の案件については、定めた順序により開札し、先の開札順序の案件で落札候補者となった本店（又は本店扱い認定者）は、後の開札順序の案件について無効失格となります。

(6) 「内訳書の提出及び下請要件を付す発注方式」に関する事項

「内訳書の提出及び下請要件を付す発注方式」における県内下請業者については、あくまでも県内に本店を有する者を対象としており、県外本店の県内営業所について本店扱い認定された者は県内下請業者の対象となりません。

8 問合わせ先

長野県建設部 建設政策課 技術管理室 入札・契約班

TEL 026-235-7313（直通）

FAX 026-235-7482

電子メール gijukan-nyukei@pref.nagano.lg.jp